

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 27 年度第 7 号
通 算 第 2 4 号
平成 28 年 5 月 10 日
尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 28 年度向け合理化等について

3 月 23 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、中央公民館 24 号室において、平成 27 年度向け合理化等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 27 年 9 月 28 日に提案した平成 28 年度向け合理化について確認等を行うため、交渉の場をもった。

具体的な交渉内容

1 平成 28 年度向け合理化について

現業評議会（現評）の主張	当局の回答
各支部で協議を重ね一定の方向性が出ている。総務局としてその内容を尊重するというところでいいのか。	総務局としても、各支部での協議内容を尊重していきたいと考えている。

課題解決の方向性

平成 28 年度向け合理化について、現業評議会は各支部での協議状況を尊重し、合意の意向を示した。

2 交通局職員の転籍について

課題の要旨

交通局廃止に伴う転籍者に関して協議を行った。

現業評議会（現評）の主張	当局の回答
交通局運転手の処遇の内訳は。	対象者 46 名中、転籍者 18 名、阪神バスへの転職者が 5 名、退職者が 23 名となっている。
来年度の現業職の欠員は何名なのか。	8 名程度の見込みである。

<p>では、10名程度の過員となるのか。これまで交通局からの転籍については欠員数の範囲内で過配はないと何回も確認してきたのに、なぜ過配となったのか。</p>	<p>これまでも交通局からの職員の受入れにあたっては、欠員補充を基本として交通局と協議を行ってきた。しかしながら、それを上回る多数の転籍希望者がおり、交通局での面談を重ね、転籍以外の道も提示する中で、最終的には健康面や勤務実績を勘案した転籍基準を定めての調整となった。その結果、当該基準を満たす18名については、市全体として受け入れると判断したものである。</p>
<p>現業職員は高卒者を対象に採用している。今回の交通局からの転籍者には大卒者もいるが、問題はないのか。</p>	<p>確かに現業職員の採用は、高卒者が対象であるが、今回は転籍であるので問題はない。</p>
<p>非現業職に転籍することも考えられたのではないのか。</p>	<p>運転手として採用されていることから、現業職に転籍することが合理的であると判断した。その中で、非現業職を希望するものについては、転職制度を活用してもらう考えである。</p>
<p>現業職の仕事は甘くなく、腰かけできてもらっては困る。例えば可燃ごみの収集は、未経験の者にとって体力的にも厳しい仕事である。今回の転籍者にその点はしっかりと確認しているのか。</p>	<p>今回の転籍にあたっては、交通局で何回も面談を重ねており、転籍後の業務内容についても説明を行っている。その上で、業務内容も十分に理解し、且つやる気のある者を人選したと聞いている。</p>
<p>過員が解消されるのは、いつ頃を見込んでいるのか。</p>	<p>平成30年度には解消されると見込んでいる。</p>
<p>交通局から過員の見込みと聞いたのはいつか。また、18名の転籍者となると聞いたのはいつか。</p>	<p>4月当初から欠員以上の希望があるという状況は聞いていたが、欠員補充が基本との考えで交通局とはぎりぎりまで調整を行ってきた。最終的な人数は2月に入ってから聞いた。</p>
<p>過員となる者は、どのように配置していくのか。</p>	<p>来年度についてはアルバイトのポストに配置する考えである。翌年度以降は、欠員が生じたところに配置していく考えである。</p>
<p>それであれば、受け入れ側としては1年で異動になる可能性のある転籍者を指導することとなり、教え甲斐がない。ましてや本人が仕事に身が入らないのではないのか。</p>	<p>各職場に一定迷惑をかけることは承知しているが、1年で異動となるケースは転籍者に限らず発生することである。過員として受け入れる以上、止むを得ない面があることを理解いただきたい。</p>
<p>転籍者がこれ以上増えることはあるのか。</p>	<p>ない。</p>

<p>学校校務員ポストに転籍者を配置する場合、再任用職員とペアになるように配置し、全体的な指導を作業主任と作業長とで行っていくという体制はとれないのか。その体制なら再任用の経験を転籍者に教えることもできると考える。</p>	<p>具体的な配置については総務局で判断することはできないが、教育委員会にはそういった意見があったことを伝えておく。</p>
---	--

以上
(給与課)